

歴史からたどる漁業制度の変遷 その10

—— 海区漁業調整委員会 ——

主任研究員 田口さつき

1 不安視される公選制の廃止

新漁業法のなかで漁業関係者が衝撃を受けたことの1つに、海区漁業調整委員会制度の改廃が挙げられる。同制度は、1949年(昭和24年)に制定された現行漁業法で漁業の民主化という概念とともに新たに導入されたものである。

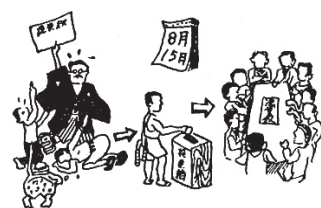
その基本的思想とは、戦前に国または都道府県が行ってきた漁業の免許、許可、取締、調整などの「行政庁の権限を、漁民が自主的に選んだ委員によつて広範囲に行わせること」(水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)、370頁)である。しかし、2018年12月成立の新漁業法では、漁民委員の公選制が廃止され、知事の任命制となった。これに関し、12月6日の参議院農林水産委員会の参考陳述質疑で、宮城海区の委員である赤間廣志氏は、「恣意的な選任が行われることが懸念されます」と述べた。

ところで、そもそも海区漁業調整委員会(以下「海区委」)とは如何なる組織かを、歴史的な経緯からみていきたい。

2 委員会制度導入の経緯

漁業制度において戦前は、漁業権を「早い者強い者勝ちにやたらに新しい免許をして行ったから、漁場は全く無計画なゆがんだものになり、行きづまって」(水産庁(1950))いた。

第1図 海区委の公選制



水産庁(1949)

さらに、「漁業権を財産と同じようにみて、これに強い力を与え、どうしようと、権利者の勝手にまかせっぱなしにしてしま

った」(前掲書)という反省があった。

そのため、戦後は「漁場の総合的利用と漁業紛争の調整を図る民主的機構として漁業者、学識経験者を以て構成する漁業調整委員会を設置する」こととなった。そして、漁民のなかから選挙で選ばれた者を委員にすることが検討された(第1図)。

委員会は当初①海区(1県)に置かれる海区委と、②その下部機構として、市町村ごとに置かれる市町村漁業調整委員会が検討されたが、②の市町村漁業調整委員会は予算等の関係で見送られ、「これに代わるべき機能を実施していくものとして、漁業協同組合がとりあげられ、協同組合が共同漁業権、区画漁業権の管理権を与えられることとなった。」(水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)、370頁)。

3 選挙の重要性

これまでは、一般的には海区委は15人で構成され、そのうち9人が選挙で選ばれた漁民の代表(漁民委員)であり、その任期は4年間であった。漁民委員の選挙において、当該地域で、1年に90日以上、漁業を営む人であれば、平等に選挙権および被選挙権を持っていた。

現行漁業法の法制化にあたって、漁業労働者や零細漁民は選ばれないのではないかと懸念があった。これに対し、(海区委での議論は)「漁民にとってまさに今日の生活の問題である。漁民がこのことを身にしみて認識したとき、必ずや従来の力関係をそのまま反映した選挙とはならず、この力関係をひつくりかえそうという意識を持つはずである。」と説明された(水産庁経済課編(1950)、658頁)。

その後、70年の歴史のなかで、「多くの海区では関係者が候補を調整しており、無投票が

多い」(朝日新聞2018年12月5日付)状況となった。16年の第21回海区漁業調整委員会委員選挙では、全64海区中、選挙となったのは8海区のみである。それゆえ「公選制廃止の影響は軽微」と捉える向きがある。

しかし、その8海区での投票率は70.87%もあった。また、無選挙の地域でも「公選(漁業者代表)委員は、現業者であって地元漁業に精通した漁協の代表者であり、かつ、漁業調整能力を有し、人格・能力ともに優れた者のうちから、地域の代表として選出された者で構成されている。たとえ選挙がなくても、実質的にそれを前提とした事前調整で選ばれているのである」(濱本a(2018))。もし、人選が不公平などの不満が僅かでも漁民にあれば、選挙になるという無言の圧力が調整役(多くは都道府県)にも働いてきた。

加えて、漁民の代表であるという委員の自負が、浜の声を吸い上げ、公正な判断を行うという意識につながっていた。なお、現行漁業法では、リコール制度も整備され漁民委員の気を引き締めさせていたがこれも新漁業法では廃止される。

4 知事の任命制へ

新漁業法下では、知事が議会の同意を得て委員を任命することとなる(新漁業法 第138条)。さらに委員の定数は、地域ごとに変えることも可能となる。漁業者または漁業従事者が過半数を占めるような委員構成になる。任命の前に、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集もする(同第139条)といったことが定められた。

(注1)漁民とは、現行漁業法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」と定義されている。しかし、新漁業法では漁民という言葉自体も消え失せている。

(注2)漁協が市町村漁業調整委員会の機能を実施するに値する民主的な組織となるため、1948年当時の水産業協同組合法は漁民の自由意思を基本として設立、運営されるものとして法文化された。

ところで、水産庁は委員の選出方法の見直しについて、18年6月1日に発表した「水産政策の改革について」のなかで、適切な資源管理等を行うためとしている。これに対し、同月に全国海区漁業調整委員会連合会が全国の海区委事務局に行ったアンケート調査では、回答のあった19都道府県のうち、18都道府県が反対の意を示した。そして、「そもそも現在の委員の選出方法が、適切な資源管理等を阻害しているかの認識を国が持っていること自体、不満である。資源管理や漁業経営の実態も踏まえ、有識者を選任して委員会の適切な運営に取り組んでいる実情も全く理解していない。全国的な管理の方針を海域実態に合わせて実行するには、各地域で漁業者全員の合意を得ていることが必須であり、漁業者委員は公選制の枠組みの中で漁業者自身が選出したと認識できることが、重要な合意成立の要因であることを尊重すべき。」といった回答が寄せられたという(濱本b(2018))。

知事による任命制は、21年4月から実施されるという。どのような人々が委員になるのか、選考の手続きは公正なものか、そして衣替えした新しい海区委ではどのような議論が行われ、それが漁業権の免許や漁場の利用などにどのように反映されていくかなど、今後、漁民はより注意深く見極めていかねばならないだろう。

<参考文献>

- ・朝日新聞(2018)『「漁業の民主化」必要ないの?」12月5日付
- ・水産庁(1949)「漁業制度改革のいろは」
- ・水産庁(1950)「漁業制度改革のねらい」
- ・水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)『漁業基本対策史料 第1巻』
- ・水産庁経済課編(1950)『漁業制度の改革 新漁業法條文解説』日本経済新聞社
- ・濱本俊策a(2018)「国の『水産政策の改革』に対する批判」『アクアネット』第21巻第8号(通巻242号)、31~37頁
- ・濱本俊策b(2018)「水産政策の改革に対する反論-海区委員の公選制の廃止に関して-」『漁業と漁協』、vol.55(通巻642号)、6~10頁

(たぐち さつき)